

景観形成住民協定概要

協定基本情報		
協 定 の 名 称		柿ノ木地区まちづくり住民協定
協 定 に 係 る 区 域		上田市秋和（柿ノ木地区土地区画整理事業施行区域内）
協 定 者 / 運 営 会 等		48 名 / 柿の木地区まちづくり協議会
認 定 日 / 番 号		平成 13 年 7 月 2 日 / 第 120 号
協定内容・主な基準		
建築物	敷地面積 最低限度	・ 200 ㎡（約 60 坪） ※区画整理事業による換地面積が現況で 200 ㎡以下の場合は、この限りでない
	配 置	・ 前面道路からの後退距離 [秋和上堀線沿い] 3 m以上後退 [生活幹線沿い] 2 m以上後退 [生活道路沿い] 1.5m以上後退 ※別棟の独立車庫、10 ㎡以下の附属建築物及び門扉を設ける場合は 75 cm以上とする。 ※大規模行為は 5 m以上後退する。 ・ 隣地境界から 1 m以上後退する。 ※別棟の独立車庫、10 ㎡以下の附属建築物及び門扉を設ける場合は 50 cm以上とする。
	意 匠 色 彩	・ 屋根は勾配屋根を原則とする。 ・ 屋根、外壁などの建築の色彩は、刺激的な原色を避け、落ち着いた色調とする。 ・ 建築物の位置は、前面道路と平行に建築することを原則とする。
垣根・柵		・ 道路に面する側の垣根又は柵の構造は、次のとおりとする。 (1) 生垣は、道路面からの高さが 1 m程度とする。 (2) 必要により土留め壁を設ける場合は、高さ 40 cm以下とし、上部に十分な植栽スペースをとり、植栽を含めて道路面からの高さを 1 m程度とする。 ※やむを得ずブロック塀その他これらに類するものを設置する場合は、道路境界から 1.5m以上後退し、高さ 1 m程度とし、その道路側に植栽帯を設け、周囲の景観との調和を図る。
広告物		・ 広告物の設置は自己用のみとする。 ・ 彩度の強い色とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、使用する色数を少なくする。 ・ 広告物の数・規模は、必要最小限とし、雑居ビルの場合は、一か所にまとめる工夫をする。

周辺写真

